

生活再建支援金返還 審査請求

意見陳述書



平成 25 年 11 月 5 日

仙台市太白区茂庭台 4 丁目 3-6

ダイアシティ 2000 B2 住民代表

平成 25 年 11 月 5 日

生活再建支援金返還 審査請求
意見陳述書

仙台市太白区茂庭台 4-2-6-


被災者生活再建支援金支給決定取消処分に基づく生活支援金の返還請求について、次のとおり意見を述べます。

私は、この返還請求には承伏できません。被災者生活再建支援金支給決定が取り消され、支援金の振り込みがなかったのであれば、それについては納得します。また、振り込みがあった場合であっても、まだ未使用のうちに、返還請求があったのであれば、それに応じることも可能です。しかし、今回は、支援金の振り込みがあって、それに基づき必要な支出をしてしまったので、その後あれは間違いだったので返還してほしいといわれても、返還することはできません。

私たちの家計は、国や県、市の予算と同じように、収入と支出からなりたっています。収入が見込まれば、その収入に見合った支出の計画を立てます。今回、大規模半壊の決定に基づき、生活支援金を請求できるとの説明を受け、請求をしました。その請求に基づき支援金が振り込まれ、その支援金を治療費や食費、震災で家族がアルバイトを解雇されたため収入減になった穴埋めとしての生活費等にまわしました。大変助かりました。

しかし、支援金がなければどうなっていたでしょうか。支援金がない状態であれば、その時点の現状に見合った計画を立て、生活してきたのだと思います。

いま、支援金の返還を求められています。最初から支援金がなければ、あるいは返還を求められることがわかっていたら、あの時点での支出計画は別のものになっていました。今頃になって、支援金が支給されてから半年以上もたって、あの支給は間違いだったから返還してほしいといわれても、あの時点での支出計画を変更することは不可能です。壊れた家財を購入したものについて、購入を取り消し、返金を求めることはできませんし、食べるために購入したものを元に戻すこともできません。あのとき修繕したものを元の状態に戻し修繕計画を立て直すこともできません。それについては当職は知らないことという理屈がおおるのでしょうか。新たに借金して返せと言う理屈はおおるのでしょうか。

返金を求められるということは、被災した時点の生活に戻るということではありません。支援を受けなければ計画しなかったことまで返還せよということです。明らかにマイナスの生活になるということです。具体的にたとえれば、50 万の支出で済ませなければならぬとき、50 万の支援があったので 100 万の支出を計画した。支援がなければ 50 万しか支出しなかったのに、支援があったから 100 万の支出をした。しかし、あとで 50 万を返せといわれたら、家計

的には、50万円分のマイナスになる。今更100万の支出を取りやめ50万の支出には戻せないため、当初予定のない50万の支出は、今後の生活に大きく重くのしかかるということです。人は、返す当てのないお金は借りないはずですが、今回の事案は、結果的にはですが、強制的に借金をさせておいて、「さあ、借りた金は返せ。」と言っているようなものです。もっと別の言い方をすれば、「お困りでしょう。これは、返さなくてもいいですよ。どうぞつかってください。」と言ってお金を渡しておいて、お金を使い切った頃を見計らって、「あれは勘違いでした。あのお金は差し上げるべきでなかったお金なので、返してください。」と言っているようなものです。そんなことが世の中通用するのでしょうか。都道府県会館や市の皆さんは、「利益を得たでしょ。」と言うけれど、支援金を返還することになれば、以前の生活以上に悪くなる、大きな不利益を受けることになるということをおわかってほしいと思います。いかなる人であっても、それが県や市でも、私の支出計画を勝手に決め、支出した部分を自分に支払いなさいという権利はないはずですが。

仙台市（都道府県会館）が、一度決定し、支給をするということは、大きな責任を持って行わなければなりません。仙台市は、り災証明について、一部損壊を大規模半壊に変更する際、「このようなことが二度と起こらないようにします。」と住民に通知し、生活支援金の請求を促し、支給を行ったのですから、その行為については、最後まで責任を負うべきと考えます。私たちには、何の落ち度もないわけですから、これ以上私たちを苦しめるのはやめていただけないでしょうか。あの震災は、物的にも精神的にも大きなダメージを私たちに与えました。あれから2年以上がたち、精神的にもようやく立ち直り、やっと前向きにがんばろうとしている時に、新たな負担を強いられようとしており、本当に憂鬱です。私にとっては、あの震災と同様に、市や都道府県が行っていることによって苦しめられている被害者だという認識です。私たちにとって不利益になるようなこと、生活再建にマイナス方向に大きく関わるようなことを過去にさかのぼってまで行うということとは行わないでいただきたいと強く思っています。

都道府県会館の「運営規約」に、一度支出したものについて返還を求める場合はどのような場合かを規定していると聞いています。それは、支援金の決定があった際の通知文書にも記載してありました。今回の返還請求は、そのどの規定にも当てはまらないものであることもまた、私が返還請求に納得していない理由です。

私たちの生活を支援する、市民・住民の支援をすべき行政が、逆に市民・住民を苦しめることになることは避けなければならないと思います。行政は、何をやっても許されるということではないと思います。あれは間違いでしたと謝ればすむ問題でもないと思います。

「このようなことが二度と起こらないようにします。」と約束をして行った大規模半壊への修正決定こそ重視しなければならないはずですが。たとえ後で再度間違いが明らかになったとしても、あの時点で（正規の手続きで行われた大

規模半壊のり災証明に基づく) 正規の手続きを経て支給された生活支援金については、不当なものではないし、過去にさかのぼって私たちに大きく不利益になるような返還請求を行うべきではないと重ねて申し上げ、私の意見といたします。

平成 25 年 11 月 5 日

生活再建支援金返還 審査請求

意見陳述書

仙台市太白区茂庭台 4-3-6

審査請求人

平成 23 年 3 月 11 日(金)に発生した東日本大震災から 2 年 8 ヶ月が経過しようとしている現在においても、私は仙台市並びに都道府県会館に対して憤りと疑念を持ち続けております。その理由を要約すると、まず一番目の理由は、平成 24 年 11 月 18 日に実施された「第 6 回住民説明会」において、太白区役所の職員と一緒に同席した財団法人・都道府県会館の事務局長の冒頭発言であります。開口一番、「住民の皆さんは、生活再建支援金をもらって生活が楽になったでしょう」と我々に向けて嘲笑的な言葉を発しました。事務局長は今回が初めての出席であり、我々住民とは初対面です。そしてこの「住民説明会」の主旨は都道府県会館による生活再建支援金の返還を求める為に招集をかけられた会合でした。その中で、太白区役所が発行した「大規模半壊り災証明書」に基づいて、区役所からの支給指示に従って受け取った生活再建支援金を、我々住民が一切要請もしていないのに職権を使って行われた再々調査の結果に従い、区役所側の誤認判定という大きな過ちをしたにも拘らず、返還をしないと主張してきたのです。

私は今回のこの問題を「誤認事件」と捉えています。何故ならばその理由は何ら“非”の無い者に対し行政側の犯した過ちを様々な理屈を駆使して押し付けているからです。本来住民の健康と安全を守る仕事に関わっている行政の方々にお聞きしたい。「生活再建支援金の法律」が出来た背景は何だったのか。何故この法律が必要になったのか。そしてどんな状況下でも住民が思わぬ被災に遭った時や生活する事すら困難な状態におかれた時に、この法律のお陰でまた前向きに生きていこうと勇気というものが湧いてくる、そのための法律であるべきではないのか。そう考えると、今回のこの問題は決して我々住民だけの問題ではないのです。今こそ全国の住民の皆さんにも知って頂きたいのです。今後起こり得る自然災害による被災者が、行政側から正当な理由で支給された生活する為のお金を突然に返せ！と言われたら、どうなるでしょうか。これから歯を食いしばって生きていこうと頑張っている時に「あなたに支給したお金は間違いでした。だから返還しなさい。返還しなければ利子を付けて返済してもらいますよ」と半年も経過してから告げられたら、被災者はどう対処すればよいのでしょうか。更に返還を頂けない場合は「法的措置」も検討せざるを得ない、と一種の脅しまで都道府県会館はかけてきているのです。

それに誤認判断による支給なので返還しなさい、とはどういう事なのか。一体誰が誤認判定をしたのか。何故二転三転もする様な判断を下したのか。すべて行政側がした事ではないですか。我々住民に何ら“非”はありません。区(市)役所の指示に従い、正当な手続きを踏んで感謝しながら使い終えた後、それから半年も経過してから誤認を理由に返還を求める事自体、不当な行為と言わざるを得ない。先程も述べた「住民の皆さんは、生活再建支援金をもらって生活が楽になったでしょう」と発言した事務局長は元々支給など出来なかったはずの生活再建支援金のお陰で生活が楽になったのだから、返還を求める

事は間違っていないし、それにより日常生活が苦しくなってもやむ得ないと言っている事と同じである。何故そこまで住民を不安に落と入れるのか。都道府県会館は返還を求める相手先をはき違えています。求める相手先は紛れもなく誤認判定をしてしまった仙台市であり、仙台市に請求すべきです。私はこの軽はずみな発言を黙って看過しません。それは全国にいる様々な自然災害の被害者を冒瀆する発言であると考えからです。今後起こりうる災害時において、行政に携わる者が我々に対して行っている同じ様な理不尽な対応を今後もされたら住民は堪りません。住民は誰を信じて生活をしていけば良いのか。

そして憤りの二番目の理由は、行政側が主張している「市民の公平性」です。平成23年8月30日の「大規模半壊」の認定から半年もしてから「一部損壊」に認定が覆った背景は、他のマンションの住民が騒ぎ出したからに他なりません。そして同じ地域なのだから、同じ震災判定である事が公平だという言葉が我々に押付けてきているではありませんか。被害状況は同じ地域内でも同一ではない事ぐらいは誰の目から見ても判るはずで。

地盤・土壌・建造物の構造などにより被害状況が変わるのは当然ですし、同じマンション内でも被害の内容はマチマチのはずです。そうした事実も仙台市は充分解っているにも拘らず「市民の公平性」を言い出す事自体、そして無理矢理住民を納得させようとする傲慢さに腹が立ちます。この度の仙台市による誤認判定以来、どれ程我々住民が不安と混乱に追いやられたか計り知れません。この度の仙台市が起こした失態は「公平性」を口に出す資格など全くない。それでも「公平性」を言い続けるならば、改めて仙台市内を始めとする宮城県内全域の認定の再調査をする事こそ正に真の「公平性」であり、多くの仙台市民に理解が得られると逆に私のほうから主張し提案をする次第である。事が起き、随分と時間が経過してからの発言は、詭弁の言葉でしかならない事を如実に物語っていると知るべきである。

最後に、

今この場で我々住民の意見陳述を聞いておられる総務部・消防課の課長さんに現在の率直な気持ちをお聞きしたい。既に生活再建の為に支援金を使い終えている住民に対し、借金をしてまでも返還を求めている事に対しどんな考えを持っておられるのか。もう一度、我々住民の主張を思い返して下さい。平成24年2月15日から始まった「第1回住民説明会」の席上で、区役所側は「り災証明書」の判定の修正のご理解をと、お詫びをするばかりでした。何ら住民に歩み寄ろうともせず、その内に、第4回目の「住民説明会」からいきなり生活再建支援金の返還を求めてきたのです。その際、支援金返還の理由は何かと問い質しても「内閣府から今もって返答がない」との説明に終始するばかりでした。その影で都道府県会館から速やかに住民の同意を取り付けるよう、仙台市に働きかけてきたそうです。そしてやっと仙台市から返還理由が明らかになりました。それはく将来にわたり制度の公平な運用を維持する>というものです。よろしいですか。公平さを欠いて行動したのは行政側の失態からではありませんか。「誤認」という言葉まで使って。我々住民は区役所から指示を受けて、正当な理由で行動をして生活再建支援金を受け取ったのです。何一つ疚しい事や不正を働いたのでも断じてありません。その住民をいつまで苦しめるのですか。改めて仙台市に強く要請します。判定を誤認した仙台市こそが自主的に責任を取り、都道府県会館へ代わって返還する事が我々住民をこの心労から立ち直らせ、一刻も早く将来に向けて力強く生きていける後押しになるのです。是非そのような対応をされる事を強く望む次第であります。

平成 25 年 11 月 5 日

生活再建支援金返還 審査請求

意見陳述書

仙台市太白区茂庭台 4-3-6

ダイアシティ 2000 [REDACTED]

平成 23 年 8 月末に、仙台市から「大規模半壊」のり災証明書と、誤った判定をしたことの謝罪文書、各種の支援制度の案内書が送られてきました。一部損壊の判定が 2 段階も上がり、2 回目の判定でもあるので詳しく調べた結果なのだろう、大規模半壊というその時までには聞き慣れない響きに、マンションの損傷はかなり大きかったんだ、これから住んでいけるのだろうか、大変、不安に思いました。

太白区役所に行ってどういうことなのか説明を求めましたが、窓口では詳しい話は聞けなく、「支援制度にある生活再建支援金の申請ができます、この申請書に書いてください。」と言われました。大きな額のお金が支給される。路上や電話で見知らぬ人から勧められたのであれば、怪しんで警戒してしまう話です。しかし、場所は区役所の中、震災後に設置された専用の窓口で、しかも名札を下げた職員が言うことです。何の疑いもなく、勧められるままにその場で申請書に書き、署名もしました。それが今こんなことになるなんて、仙台市による悪質ないたずらとしか思えません。役所の手続きだから形式上は申請になっていますが、私から「支援金をください」と言ったのではありません。

半年後の 24 年 2 月に、再び仙台市から連絡がありました。り災判定を、最初に出した一部損壊に戻すというものです。住民説明会が開かれましたが、一部損壊に戻すことは既に決まったこととして、支援制度で受けた各種の免除の取消、今後の税の納付についての一方的な説明です。震災発生から 1 年も経って、家の修繕や壊れた家財道具の買い替えが終わろうとしている頃の判定の覆しは、被災した住民を苦しめるものでしかありません。

仙台市が行なったり災判定では、行政が行なう支援以外に、勤務する会社や、子供の学校、病院など民間の支援も受けられます。り災判定に基づいて、それらの支援内容も決まるわけだから、判定が変われば、民間の支援内容も変わってくるのです。それについて、仙台市はそれぞれの団体で事情が異なるのだから、本人と関係する団体とで対処してほしいと言うだけです。

判定を変更するとした時、生活再建支援金はどうなるのかと住民側からたくさんの質問がありました。支援金は、それこそ生活再建の支えです。支援金を返還しなければならないのか、返還しなくてもよいのか、大きな関心を持つのは当然です。それに対して、仙台市から明確な回答は有りません。「都道府県会館」が返還を求めるかもしれない、返還を求めてきている、そして最後に返還しなければならないと徐々に回答が変化してきました。しかし、仙台市は既に早い時点で、返還することになることはわかっていたはずで、判

定変更による不満をいっぺんに大きくしないよう、本当のことを言うのは先延ばししたとしか思えません。

私は太白区役所で手続きをしたのです。何で、ここで宮城県や都道府県会館が出てくるのか、率直な疑問です。私は、仙台市が行なったり災判定の変更まったく納得していません。それなのに、り災判定を行なった仙台市は、生活再建支援金について、宮城県、都道府県会館の後ろに隠れて、住民との交渉には出てきません。おかしい話ではありませんか。生活再建支援金の運用を行なうのは都道府県会館であるとしても、判定を誤った当の仙台市が住民との交渉に当たるべきではありませんか。私は、都道府県会館に言いたいです。り災判定が変更になったのだから返還を求めるのは当然であるというなら、私たち住民に返還を求めるのではなく、判定の誤りに責任のある仙台市に変更を求めるのが筋ではありませんか。

今回、こうして、宮城県、都道府県会館に意見を述べることも、相手のいない所で話しているようで空しく感じています。私は、住民説明会でも仙台市に言ってきましたが、今日、県、都道府県会館にも同じことを申し上げます。3点です。仙台市が行なった2回・3回の判定が、1) 判定基準に照らして正しかったのか、2) 手続き的に問題はなかったのか、3) 震災から一年も経って、復旧が進みつつある住民に各種の免除の取消や支援金の返還を求める処置は果たして許されることなのか、これらについて納得のいく説明をしてほしいです。宮城県も都道府県会館もその点を十分に考慮していただきたいと思います。ただ単に、「り災判定が変更になったから支援金の返還を求めるのは当然である。」というのではあまりにも表面的で深みの無い、杓子定規な判断と言わざるを得ません。

また、都道府県会館は、反論書で支援金の支給決定が住民の修理費用の契機になったことを認めつつも、「その費用はいつかは必要になったのだ、支援金は生活の支障の除去や財産価値の上昇につながった。住民は、財産的な利益を享受しておきながら、支援金の返還要求は経済的負担であるとだけ主張する。それは失当だ。」としています。とんでもない見方です。ここに、都道府県会館の被災住民への無理解、蔑視が垣間見えます。生活の支障の除去、失った財産を回復させる、これこそが生活再建支援金支給の本来の趣旨ではないですか。私たちが、不正を働き、震災前よりも豊かになった、財産を増やしたとでもいうのでしょうか。支援金のお蔭で震災前の状況に復旧できただけなのです。

「災害支援制度を適切に維持していくため。」と仙台市や都道府県会館は言いますが、制度が適切に維持されないとすれば、それは仙台市が適切でない処置をしたからです。「税金が投入される支援金を公平に支給するため。」と仙台市は言いますが、不公平を生み出したとすればそれは仙台市が生み出したものです。まるで、私達住民に非があり、不正を働いたかのような言われ方をされるのは心外であり、苦痛です。

宮城県、国は、問題の本質を見極め、私たち住民に納得のいく判断を示していただきますようお願いいたします。

以上